

## こんな子ども見掛けませんか？

- 痛みに反応を示さない、泣くことがない
- 普段の生活中的ケガでは考えられない部分に傷がある
- 事故とは考えられないやけどがある
- 保護者が来ると急にそわそわする、不安がる
- 常に空腹を訴えている
- 風呂に入っている様子がない
- 年下や弱いものに対して乱暴な行動や言動がみられる
- ポーッとして過ごす時間が極端に多い、逆に多動で落ち着きのない動きが極端に多い
- 夜尿やおもらしが年齢不相応に続く

上記は虐待を受けた子どもの特徴です。児童虐待にあたる子どもや保護者を見掛けたら、穂高健康支援センター内の市家庭児童相談室（TEL 81・0727）または各総合支所福祉係、地域の児童委員、松本児童相談所（TEL 91・3370）へ通報してください。通報者が特定される情報は守られます。また、うその通報でなければ、調査の結果虐待という事実がなくても通報者は責任を問われません。特に、保育園や幼稚園、学校、病院など児童と関わりの多い職業についている人は、児童虐待を発見しやすい立場にあるため、「児童虐待の防止等に関する法律」（5条）により、児童虐待の発見に努め、通報することが義務付けられています。

また、仕事上で知り得た情報であっても、その守秘義務は、虐待の通報義務を妨げるものではありません。

安曇野市家庭児童相談室 TEL 81・0727  
松本児童相談所 TEL 91・3370

に連絡をすることが義務付けられました（通報義務）。虐待の事実があるかどうかということは、市と児童相談所が専門的な立場から判断します。仮に善意で連絡したことが、その後の調査で、虐待が事実でなかった場合でも、連絡した人の責任が問われることはありません。児童虐待は、虐待している親にその自覚はなく、子どもも親を責めないことが特長です。第三者からの通報が虐待防止の大きな鍵を握ります。

**Q.** 児童虐待を防ぐためにはどんなことが大切だと思いますか？

**A.** （下田）児童虐待の多くは、親と子の閉じられた関係の中で起きます。この関係をどう開き、いかにして地域社会が子育てを支援していくかが大きな鍵だと思います。現代は、核家族化などで子育ての負担が親に集中してしまいがちで、その中で追い詰められ

て、虐待してしまう親もいるようです。子育てに悩む親たちは、すべてを抱え込もうとせず、そのつらさや、不安を周りに伝えることが大切だと思います。また、児童虐待に対する関心を、地域社会全体で高めていくことも大切です。安曇野市家庭児童相談室は家庭や児童に関する相談であれば、どんな相談でも受けますので、お気軽に連絡していただきたいと思っています。

**Q.** 「しつけ」と「虐待」の違いは何でしょうか。

**A.** （小河）よく「しつけの度がすぎて、虐待になった」と言われますが、しつけと虐待とはまったく別のものです。「しつけ」とは、子どもの自立を願い、やって良いこと、やってはいけないことを子どもに理解させながら教えていくことです。「虐待」は子どもが思うようにならないことへの怒りの感情や、大人の精神的な不安定

さの解消のために、暴行を加えたり、言葉による脅し、無視、拒否、差別的態度を示して、心理的な傷を与えてしまうことです。「しつけ」には子どもを思いやる気持ちがありますが、「虐待」にはそれがなく子どもを支配する関係です。（下田）親がいくらしつけのためと思っても、子どもの心や体の成長に悪い影響を与えるのであればこれは、虐待になる関係です。

**Q.** 虐待か判断がつかないケースを見掛けた場合、どうしたらいいですか。

**A.** （小河）おとし「児童虐待の防止に関する法律」が改正され、虐待された児童を見つけた場合は、児童相談所か福祉事務所、または地域の児童委員

市家庭児童相談員  
（豊科・三郷・堀金担当）  
しもだ ゆきこ  
下田 幸子 相談員



市家庭児童相談員  
（穂高・明科担当）  
おがわ ふかみ  
小河 深美 相談員

## 家庭児童相談員インタビュー

# 疑わしきは連絡を

虐待をしている親たちのほとんどは、虐待の自覚がありません。また、虐待を受けている子どもたちも虐待している自分の親をかばいます。介入と干渉のはざま、私たちにできることは何でしょうか。市の家庭児童相談員に聞きました。

